

鎌倉大仏史研究(一)



鎌倉大仏

清水眞澄

はじめに

鎌倉大仏の名で知られる高德院(鎌倉市長谷)銅造阿彌陀如来坐像は、日本の仏像としてはあれほど著名であるにもかかわらず、その歴史を示す史料は極めて少ない。私はこれまでに何度か鎌倉大仏に関する論考を発表してきたが、その結果鎌倉大仏の研究は、多方面から重層的に考察することによって、その実像が浮かび上がってくるとの結論に達し、これまでの研究と重なる部分があることを承知で、ここに改めて稿を起すことにした。

これまでの鎌倉大仏の研究については、すでに整理されているが、その概略を述べると、まず最初は明治四〇年の

灌節庵（精一）「鎌倉の大佛像」（『國華』一八九号）から始まるといえる。またその後、森克己「鎌倉大佛と日元貿易」（『歴史地理』六七—三）によって「大仏造営船」の論考が発表され、併せて「大仏詭言状」が紹介されたことも重要なことであろう。そして、戦後になって昭和三十一年に文化庁によって大規模な修理が行われ、その修理報告書『高徳院国宝銅造阿弥陀如来像修理工事報告書』（高徳院）が出版されたこと、それを担当したことによる西川新次「鎌倉大仏調査私記」（『鎌倉』三）と田沢坦「鎌倉大仏に関する史料集成稿」（『美術研究』二二七）の論文が大きく鎌倉大仏史の研究を進めたといえる。

深沢里大仏堂事始

最初に、鎌倉大仏についての記録を取り上げて、造立からの経過を考察するが、記録の文中の語句についてもそれぞれ検討して説明をつけ、重要な内容については、項を別立てて検討することにする。この点がこれまでの鎌倉大仏史の研究を一步進めるものといえよう。

鎌倉大仏についての最も早い記録は、『吾妻鏡』の暦仁

元年（一二三八）三月二十三日条の、

「廿三日戊戌、雨降、未三点、寅方大風、人屋皆破損、庭樹悉吹折、申剋属晴、西風又烈、御八講結願、頻魔障也、今日、相模国深沢里大仏堂事始也、僧淨光令勸進尊卑緇素、企此嘗作云々」である。

暦仁元年（一二三八）三月二十三日、午後二時頃には雨が降り、家が壊され庭木が折れるほどの大風が吹いていたのが、三時には西風は強いものの晴れた。そして相模国深沢里において、大仏堂の事始が行われた。これは、淨光という僧が勸進をして企てたものである。

『吾妻鏡』に記された鎌倉大仏堂事始のこの記事は、大仏造営に関するそれまでの手続きや事情が分からないまま、突然に現れた感がある。

それでは「大仏堂事始」とは何をしたのであろうか。歴史を振り返ってみると、今日に至るまで「く始」というけじめをつけ、記念する意味を込めた儀式は、あらゆる場所で頻繁に行われてきた。社寺においては、社寺自体の創建・堂宇建立や修造の「事始」は、行事や施工を始める前の儀式と理解できるが、この場合の「大仏堂事始」は、「大仏

「堂」という寺院を創建する事始なのか、堂宇建設の事始なのか、この記事からだけでは明確ではない。ところが、二カ月後の次に述べる『吾妻鏡』同年五月十八日条に、大仏の頭を挙げる記事があることから、この「事始」は寺院創建の事始ではなく、堂宇建立の事始であったことが判明する。

すなわち大仏の体がある程度で上がったが故に、その上に頭を載せることができたのであり、⁽⁴⁾ たった二月足らずで大仏の体が完成するとは考えられないので、仏像を造立する事業はかなり前から始められていたことが知られるのである。したがって、この時の「大仏堂事始」は、「大仏堂」という寺院自体を創建するための事始ではなく、堂宇を建立するための事始であったといえる。

それでは、実際に「事始」とはどのようなものであったのであろうか。

例えば、仁治元年（一二四〇）閏十月二十八日に行われた鎌倉の五大堂内に建立された大倉北斗堂の事始について、『吾妻鏡』は「於御所北斗堂事始以下日次事被定之、伊賀式部大夫入道、大田民部大夫等奉行之」と記しているから、「事始」とは、これからの予定や役割を決めた儀式あるいは

は会議のことと理解される。事実、翌月の十二日に地が引かれ始められ（十月十九日に地曳始が行われた記事があるが、誤りか）、翌年三月二十七日に上棟式（大仏堂と同じ日）、八月二十二日に三尺北斗七星像、一尺二十八宿像、十二宮神像各一体、三尺一字金輪像が安置され、同月二十五日將軍家が参堂して、完成の供養が行われている。北条泰時と評定衆が建立を決めたものであり、完成までの期間などは大仏堂とは比較にならないが、事始の内容は判明する。

したがって、「大仏堂事始」の場合も単にこれから始まるという記念式的なものではなく、これからの予定や役割を決めるための、実質的な打ち合わせを行ったと解すべきであろう。誰がここに参加し、どのような内容であったのかを知りたいところである。

最初の記録からいえる、これ以後の論を進めていく内容については、暦仁元年（一二三八）以前の準備段階の経過を頭に置きながら、この時期の政治情勢、仏教のあり方、鎌倉の都市としての姿などを考察する必要があるが、この文中の文言についても「相模国深沢里」という表現、勧進した浄光という僧はいかなる人だったのか、勧進ならばどのような形態であったのかなどについて、考えていかなば

ならないであろう。

この鎌倉大仏についての記事は、後に説明するように、現在の銅造大仏が建立される以前に造立された、木造大仏が安置された堂宇建立のための事始についてである。とりあえず文脈をはつきりさせるために、そのことを前もって記しておく。

大仏の御頭を挙げる

大仏に関する次の記事は、約二カ月後の、『吾妻鏡』曆仁元年五月十八日条である。

「十八日壬辰、相模国深沢里大仏御頭奉挙之、周八丈也」

とあり、この日、大仏の頭を挙げたことと、その大きさが周八丈であったことが記されている。

二つの記事から、大仏堂造営の順序を考えると、大仏本体の造像はかなり前から始められており、それが頭を載せることが可能なまで出来上がったので、次に仏殿の造営に取り掛かり、以後は仏像の完成と仏殿の建立を並行して行なったということになる。通常ならば、丈六程度の仏像で

も、堂宇を建立した後に仏像を安置するのであるが、木像であっても周八丈という大仏であるだけに、このような順序を踏んだのである^つ。

したがって重要なことは、「大仏堂」を創建する事業そのものは、この木造大仏の建立、あるいは勧進も含めると曆仁元年（一二三八）よりかなり以前から進められていたと推測できることで、そのことは建長四年（一二五二）^つ創始された現在の銅造大仏についての、創建の趣意、像の様式、技法などあらゆる点を考える上で重要な意味をもっているのである。

ところで、大仏の頭を挙げるという造像の過程を述べたこの記事は、当時の銅像では技術的に無理と考えられるので、この像が木像であることを示唆するものといえる。このことは、平子鐔嶺が戦前にすでに指摘している通りである。⁽⁵⁾後の述べるようにこの像が木像であることは、東大寺大仏との比較で、後に挙げる『東関紀行』が「金銅、木像のかはりめこそあれ」と記していることから明らかであるが、それを補完するものである。しかしながら木像であっても、実際問題としてこれだけの大きな像の頭部を体に乗せ、固定する作業はかなり難しい工事ではなかつたかと思

われるので、日本の木像の造像技法についても述べておく必要がある。

日本の木造技法は、十一世紀に入つて急速に進展し、基本的には頭と体の主たる部分を一材から造る、「一木造り」から、数材を規則的に寄せて造る「寄木造り」に代わつていく。それは大きな像を造ることができ、分業により多量の需要に対応でき、干割れを防ぐ内割りを容易にし、部材で運べるので輸送が楽になるなど多くの利点があるために、以後の日本の彫刻はほとんどが「寄木造り」になるのであるが、「寄木造り」の最も大きな効用は何といつても大きな像すなわち丈六像を造立できることであつた。「寄木造り」の完成した姿ともいえる天喜元年（一〇五三）定朝作の平等院鳳凰堂阿弥陀如来像では、前面の頭と体は一材で繋がつていたが、それ以後のほとんどの像は、くびれた首の下三道の辺で頭を体に差し込んで製作する技法が定着し、この合理的なやり方は、後まで続くのである。史料からは、八丈の鎌倉大仏がどのような技法によつて造られたかは明らかでないが、常識的に考えるならば、強固に組み上げた骨格に、数材を寄せあるいは貼り付けて出来た体幹部に、頭部を載せるつまり首で体に差し込んだということが、前

記の記事によつて分かるのである。逆にいえば、この頭を挙げたという記事から、この大仏が一般的な寄木造りの技法によつて造られたことが知られるともいえるのである。

周八丈の意味

ところで、「周八丈也」とある周八丈の意味については、すでに戦前に解決していることであるが、近年でも新たな問題点のように言われるので、これまでの研究史を踏まえ、検討しておくことは必要であろう。

最初にこのことに注目したのは、平子鐔嶺⁷である。「按に周八丈は過大なり、誤あらむ」として、頭を挙げた記事なので、頭の周囲が八丈と解釈したようである。また、森克己は、「周八丈の仏首が出来上がるに至つた」としており、仏首と解釈している⁸。いずれも頭を挙げた記事についているので、頭のことになつたのである。これについては足立康⁹が明快な答えを出している。「そもそもわが国においては、仏像の丈量を示すのに、唐尺系統のものが広く用いられているが、その一方には周尺も亦使用されてゐたのである。」「大体周尺は唐尺の七八割検討とすれば大

過はない」とし、記録の事例を挙げている。日本でも寸法を測るのに中国の尺を使うのであるが、その場合にいわゆる「唐尺」と「周尺」の両方を使っていたのである。

そもそも仏像の像高は立像が基本であり、坐像は二分の一に換算して表すので、例えば一丈六尺の略である「丈六」といえば約四メートル八〇センチであるが、坐像の場合には約二メートル四〇センチの像を丈六像というのである。また、この頃の像高は額の髪の際までの高さというのが普通であつたから、現在像高という実際の頭頂までの高さは、それよりも少し高いことになる。したがって、足立康が、現在の銅造大仏の髪際高（像高）三丈三尺一寸五分は大体周四丈に該当している（「周八丈」の実際高は周四丈）のは注目すべきであろうとしているのは、極めて妥当な説である。事実、仏像の法量を周尺で表す例は、平安時代の日記の記事にはいくつも挙げる事ができる。

後に荒木宏は「周八丈也とあるのは多分周圍が八丈あるという意味だと思つ。現在の太夫の地付き外周は八十七尺余である。」としているが、これについては、足立康がすでに指摘した通りであるし、また西川新次が記した仏像の法量についての記述は、すでに足立康が述べたことである。

大仏殿上棟式

この大仏堂は、三年後に上棟の儀式が行われている。

『吾妻鏡』仁治二年（一一四一）三月二十七日条に、

「廿七日乙卯、午刻大倉北斗堂立柱上棟、前武州監臨給、前兵庫頭定員、信濃民部大夫入道行然等奉行之云々、又深沢大仏殿同有上棟之儀云々」

とある。

この日には、前述したように大倉北斗堂の立柱上棟の儀式が、前武州すなわち北条泰時が臨席して行われた。それに対して大仏上棟の儀は、そのことがあつたことのみを記しているだけであるから、両者に明らかに立場の違いがあつたのは明らかである。ここで知られることは、堂宇の事始から二年十カ月を経て上棟の儀があつたということ、すなわち土台を築き、柱を立て、桁と梁をわたして棟を上げるのに、二年十カ月を要したということになる。この作業は、前述したようにある程度完成に近い木造の大仏を、安置した状態で行われたことを再度確認しておきたい。

大仏の供養

木造の大仏と仏殿のすべてが完成し供養が行われたのは、上棟の儀式が行われてからさらに二年三ヵ月たった寛元年（一二四三）六月十六日のことである。

『吾妻鏡』は、同日の条で、

「十六日辛酉、未刻小雨雷電。深沢村建立一字精舎、安八丈余阿弥陀像。今日展供養。導師卿僧正良信、讃衆十人、勸進聖人浄光房、此六年之間、勸進都鄙、尊卑莫不奉加」と記している。

ここでは、深沢村に一字精舎が建立されて、八丈余阿弥陀像が安置され、供養は導師として僧正良信、讃衆は十人が出席して行われた。そして勸進聖人浄光房が、此六年間ひろく勸進した結果であるとしている。

文中で注目されるのは、この像が阿弥陀如来像であること、八丈余の大きさであること、勸進聖人浄光房が六年間ひろく勸進したことである。阿弥陀如来像であることは、後に述べる『東関紀行』に記されているが、『吾妻鏡』で

は初めてであり、現在の銅像が阿弥陀如来像であることの造像理由に直接繋がる重要な記述である。

導師となつた卿僧正良信という僧は、『吾妻鏡』にも度々名が見られ、元仁元年（一二三四）八月八日勝長寿院の別当に補された大蔵卿良信のことで、建長五年（一二五三）に亡くなるまで、幕府の重要な祭祀に多数関わっている。その良信が導師を勤めながら讃衆が十人というのは、逆に少ないといえるかもしれない。勝長寿院は、文治元年（一一八五）に源頼朝が父義朝の墓堂として鎌倉の雪ノ下に建立した鎌倉でもっとも早い大寺院で、大仏建立の頃は北条氏の支配下におかれていたから、その良信が導師を勤めたことは、泰時の臨席はなかつたとしても、それなりの供養であつたと考えられる。

そして、勸進聖人浄光房が、此六年之間勸進したとあるから、始めたのは大仏堂の事始があつた嘉禎四年（一二三三）の少し前ということになる。このことは、前述したように事業としてはもっと早くから企画され、実行に移されていたと思われるから、この記事を見る限り、浄光が勸進に回るのには、本格的に施工に取り掛かつてからのこととするならば矛盾はないが、後に記す浄光跪言状の記事をその

ままとつて、東海、東山、山陰、山陽の勸進をすでに終えたとするには時間が足りないような気がする。すなわち、浄光跪言状の記事はそのまま信用できるのかどうか、検討の必要があるということであろう。

なお、ここまでこの大仏造営事業に北条氏あるいは幕府が関わっていたか否かについては、まだ触れておらず、この後項を別にして論じなければならぬが、大仏造営に関わったと考えられる三代執権北条泰時は、開眼供養のあった前年の仁治三年（一二四二）六月十五日に病没しており、第四代執権には、泰時の子時氏がすでに病死していたので、孫の経時が就任したばかりであった。

この時点での、様相を想定してみよう。八丈（像高およそ十二メートル）の木像が安置される堂宇、通常ならば大きな像であっても木像ならば光背も台座も具えていたと考えるのが妥当であろう。台座は何重もの高いものではなく、いわゆる大仏様の二重として、光背と台座の高さが約二十メートルならば、堂宇の棟の高さは四十メートルに上るであろう。鎌倉ではこれまで見たことがない、巨大な建物が二本の谷が合流する深沢の山間に聳え立ったということではなかるうか。

さて、事始があつてから、供養までの五年の間に、大仏に関する史料は、この他に四点が確認されている。これらの史料については、簡単な説明と問題点を指摘して、続編で検討することにした。

第一は、一条家本『古今集秘抄』裏書文書で、新大仏勸進上人浄光跪言状と称されるものである。跪言状とは、許可の願ひ書、申請書のようなものと考えられるので、勸進浄光が延応元年（一二三九）九月に大仏造営の費用を勸進によつて集める許可を幕府に申請したものである。

「新大仏勸進上人浄光跪言状、可賜重人別一文御下知於北陸、西国事

右、大日本国記云、水陸三十里也、国六十六国、島二島、郡五百七十八、郷三千七百七十二、男女四十五億八萬九千六百五拾九人也、男十九億九萬四千八百二十八口、女廿五億九萬四千八百三十一口也、是則行基菩薩算計勸定之文也云々、是則一天之下、四海之中、算諸人之数、勸一文之錢、四十五億八萬九千六百五十九枚也、民力無費、我願可成、四万貫所祈者、五百貫八十貫九貫東土利益之本尊也、已預東土助成之下知、所念者、西方極樂之教主也、

蓋遂西方勸進之中懷、僅聚五銖之一錢、令造立八丈之大仏、孰可擲壞崇山導治宗海僕野人也、偃息不過茅屋茂林之下、談話不過農父田父之客、然而暫忘野心、不量涯分、愁致懇懇、經營伽藍、是非小愚僧之微力、漸仰大菩薩之冥助、人無煩民無愁、不財不奪力、仍始自東海東山、至于山陰山陽、廣蒙成敗、適可勸進、雖西海之波上勿漏之、覃北陸之雲外必達望、重為賜御下知跪以猶令上啓、淨光頓首啓白、

延応元年九月 日 新大仏勸進上人淨光上

この文書は、森克己「鎌倉大佛と日元貿易」(『歴史地理』六七—三一九三六年)に紹介されて以来、所在が明らかではない。また、何故新大仏すなわち鎌倉大仏勸進の淨光跪言状が一条家の文書に収められているかも不明である。

この文書は、淨光が鎌倉大仏造営の費用捻出の勸進を、すでに東海東山から始めて、山陰山陽も終わったので、今回は北陸と西国で勸進のすることの許可を幕府に願ひ出した文書であるが、すでに『鎌倉市史』が指摘しているように、「可賜軍人別一文御下知」とあるので、単に勸進の許可に止まらず幕府の名で勸進してもらいたいということである。幕府の許可が得られたかどうかその結果は不明であるが、

後の経過を考えると、淨光が幕府の下知というかたちの許可を得て勸進したことは、先ず間違いないところであろう。勸進状の体裁として、行基がかつて計算したとされる日本のの全人口が一人一文ずつ喜捨すると、四五億八万九千六五九枚すなわち四万五千八百九十九貫文の銭が集まるとし、「我願可成、所祈者、東土利益本尊也」としている。勸進としては常套手段みたいなものであろう。この中で、「東土利益本尊也」に注目し、鎌倉大仏造立の意味に及んだのが上横手雅敬である。⁽¹²⁾このことは、大仏造営の本来の意味に関わることなので、別に項も設けて考えねばならないであろう。

寛元元年の『吾妻鏡』に、勸進聖淨光房が、此六年之間勸進したとある記事からすると、始めたのは嘉禎三年頃なので、延応元年(一二三九)までに東海、東山、山陰、山陽をすでに勸進し終っているのは無理な話というように思える。後に記す『東関紀行』でも「延応の頃より関東のたかきいやしきを勧めて」とあり、恐らく跪言状は勸進状としてある程度の形をつけるために作文したと考えるべきであらう。

過怠料の寄進と刀剣の施入

二番目は、上棟の儀式が行われた翌月の仁治二年（一二四一）四月二十九日付の『吾妻鏡』の記事である。

「廿九日丁亥、囚人逐電事、預人罪科不輕、召過怠料、可被寄進新大仏殿造営之由、為清左衛門尉満定奉行、今日有議定、新田太郎政義分三千疋、毛呂五郎入道蓮光預召人紀伊国三上庄狼藉人政所二郎高氏分五千疋、各来八月中可令弁償云々、是為孫子深利五郎為経咎之由、蓮光雖訴申被尋下之、蓮光猶不遁之云々」

これは、預かっていた囚人を逃がした罪として新田太郎政義に二千疋、紀伊国三上庄の狼藉人政所二郎高氏を預かっていた毛呂五郎入道蓮光に五千疋の過怠料を課し、それを大仏造営料として寄進させることを決める会議のあった記事である。これがそれほど大仏造営料の足しになったとも思えないが、少なくとも幕府が大仏造営の費用を僅かでも賄おうとする姿勢はうかがえる。

次は、仁治三年（一二四二）三月三日付「関東御教書」（『鎌倉遺文』五九九四号）である。

「可被止鎌倉中僧徒從類太刀腰刀等事

右、僧徒之所從、常致鬪乱、多及殺害云々、武士之郎從、猶以不及如此之狼藉、何況於僧徒之所從乎、是即好而召仕武勇不調之輩、專不加禁遏之故也、於自今以、後者僧徒之兒・共侍・中間・童部・力者法師、横雄劍、差腰刀一向可停止之、若背此制止、及刀傷殺害者、宜被處主人於過怠、堅存此旨、不可違犯之由、可令相觸供僧等給之旨所候也、仍執達如件、

仁治三年三月三日

前武蔵守

大御堂執行御房

若宮別当御房

大夫法橋御房 以上三ヶ所各別書下之

追仰

件輩劔刀者、仰付小舎人、隨見合拔取之、可施入大佛之由、被仰下之、同可被仰聞其旨候也」

前武蔵守北条泰時が、鎌倉中の僧侶に対して厳しく帯刀を禁じ、没収した刀剣を大仏に施入させるとしている。この文は、僧徒達が常に「致鬪乱、多及殺害」を犯していたので、それを禁止することを定めたもので、「追仰」として没収した刀剣を大仏施入させることを記しているから、

あくまでも僧侶に対して厳しく帯刀を禁じることが目的であることは言つまでも無い。すなわち、大仏に没収した刀剣を施入させたのは、結果としてのことであり、幕府が大仏建立の物資供給を含めた経済的援助が主たる目的でない一方で、幕府が大仏造営を強く意識していることをとりあえずここでは押さえておくことが重要であろう。これは、大仏造立の材料としてこの刀剣を用いたとする説があるからでもある。

すなわち上横手雅敬は、「施入された刀剣を利用するには、木像より金銅像の方がふさわしい。」「錢貨と違って、刀剣の方は鑄つづしたとしかかんがえられない。」「として^(七)いるが、すでに指摘したように刀剣は鉄であり鎌倉大仏は青銅製であるから、刀剣を鑄つづして大仏の材料にすることは考えられないのである。多量になつたと思われるこの刀剣を、幕府は大仏造営のためにどのように活用したのであるか。

造営途中の大仏殿

四番目は、『東関紀行』仁治三年(二四二)の記事であ

る。

「そのほか由比の浦といふ所に、阿弥陀の大仏を作り奉るよし語る人あり。やがていざなひて参りたれば、尊くありがたし。事の起りをたづぬるに、もとは遠江の国の人、定光上人といふ者あり。過ぎにし延応の頃より関東のたかきいやしきを勧めて、仏像を作り堂舎を建てたり。その功すでに三が二に及ぶ。烏瑟たかく現はれて半天の雲に入り、白毫あらたにみがきて満月の光をかがやかす。仏はすなはち西三年の功すみやかに成り、堂は又十二樓の構へ望むに高し。かの東大寺の本尊は聖武天皇の製作、金銅十丈余の盧舎那仏なり。天竺、震旦にもたぐいなき仏像とこそ聞ゆれ。この阿弥陀は八丈の御長なれば、かの大仏のなかばよりすずめり。金銅、木像のかはりめこそあれども、末代にとりては、これも不思議といひつべし。仏法東漸のみぎりに当りて、権化力を加ふるかと、ありがたくおほゆ。」

『東関紀行』は、仁治三年八月に京都から鎌倉に下つた紀行文で、筆者は源光行の子親行とされているが、擬作との説もある。しかしながら、何も根拠が無くて書ける内容

とも思われないので、かなり信頼性はあると考えられている。

内容を見ると、由比の浦にある阿弥陀の大仏とあるから鎌倉大仏に違いないであろう。

遠江の国の人定（浄）光が、延応の頃から勸進して仏像と堂舎を建て、三分の二完成している。すでに始めてから三年が経ており、東大寺の大仏は十余丈であるが、この像は八丈の長であるから、東大寺大仏の半分より大きい（一丈が約三メートル、前記したように、仏像の像高は坐像の場合に実数の倍に表記するから、正確な数字でないにしても、東大寺大仏は五丈以上、鎌倉大仏は四丈という筆者の印象なのであろう）としている。

東大寺、鎌倉両大仏の寸法に続けて非常に重要な記述がある。それは「金銅、木像のかはりめこそあれども」といつ、すなわち東大寺大仏は銅像であるのに対して、鎌倉大仏は木像と明らかにしている記事である。すでにここまで最初に造立された像は木像であり、その後何らかの理由で銅像に変わったことを述べ、それを前提に話を進めてきたが、その根拠となる最も重要な史料なのである。

以上ここでは、鎌倉大仏の創建に関わる史料、すなわち木造の大仏に関する史料を挙げ、これまでほとんど取り上げられなかった語句についてその意味を述べ、主として問題点を指摘した。続号でこれらを順次論じていくことになるが、冒頭記したように、総合して鎌倉大仏の全体像を浮き彫りにすることを目指したい。

注

- (1) 『鎌倉大仏 東国文化の謎』(有隣堂 一九七九)
- 『鎌倉大仏研究の現状と問題点』(『造形と文化』雄山閣 二〇〇〇)
- 『鎌倉大仏の鑄造技法について』(『紀要』三二 成城短期大学部 二〇〇〇)
- 『鎌倉大仏の形姿と様式について 宋風との関わりを中心にして』(『美術美術史論集』一四 成城大学大学院文学研究科 二〇〇二)
- (2) 塩澤寛容樹「鎌倉大仏研究者作・論文一覽」(『鎌倉大仏史研究』創刊号 一九九六)
- (3) 本格的な論考は、平子鐸嶺「鎌倉大仏攷」(『國華』二二四 一九〇九)以降といえる。
- (4) 森克己「鎌倉大仏と日元貿易」(『歴史地理』六七・三 一九三六)で、すでに指摘されている。
- (5) 「東関紀行に見えたる鎌倉大佛の記事について」(『学燈』

一三 一 一九〇九)で、すでに指摘されている。

(6) 『鎌倉攬勝考』は、八尺としている。

(7) 『湘南訪古録』(『考古界』七・一〇 一九〇九)

(8) 注4に同じ。

(9) 『鎌倉大仏の丈量』(『建築史』三・三 一九四一)

(10) 『技術者のみた 奈良と鎌倉の大仏』(有隣堂 一九五

九)

(11) 『鎌倉大仏調査私記』(『鎌倉』三 一九五九)

(12) 『鎌倉大仏の造立』(『龍谷史壇』九九・一〇〇 一九九

二)

(13) 注12に同じ。